公　示

公示第５４号

「タクシー事業者による食料・飲料に係る貨物自動車運送事業の許可の取扱い等について」の一部を次のとおり改正したので公示する。

令和４年９月２１日

東北運輸局長　田中　由紀

「タクシー事業者による食料・飲料に係る貨物自動車運送事業の許可の取扱い等について」（令和２年９月１１日付け公示第３５号）の一部を別添のとおり改正する。

○　タクシー事業者による食料・飲料に係る貨物自動車運送事業の許可の取扱い等について（令和２年９月１１日付け公示第３５号）

新	旧
公　示　第　３　５　号 令和２年９月１１日 一部改正　　令和４年９月２１日 公　　示 タクシー事業者による食料・飲料に係る貨物自動車運送事業の許可の取扱い等について 標記について、事案の迅速かつ適確な処理を図るため、下記により処理することとしたので公示する。 東北運輸局長　亀　山　秀　一 記 １．タクシー事業者による一般貨物自動車運送事業の許可の取扱い等 （略） （１）許可の取扱い ①　（略） ②損害賠償能力 （ｉ）自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済については、自動車損害賠償責任保険基準料率（令和３年金融庁告示第６号）で定める車種の区分のうち、営業用乗用自動車に加入していれば足りることとする。 （ⅱ）一般自動車損害保険（任意保険）又は共済については、タクシー事業者が管	公　示　第　３　５　号 令和２年９月１１日 公　　示 タクシー事業者による食料・飲料に係る貨物自動車運送事業の許可の取扱い等について 標記について、事案の迅速かつ適確な処理を図るため、下記により処理することとしたので公示する。 東北運輸局長　亀　山　秀　一 記 １．タクシー事業者による一般貨物自動車運送事業の許可の取扱い等 （略） （１）許可の取扱い ①　（略） ②損害賠償能力 （ｉ）自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済については、自動車損害賠償責任保険基準料率（令和２年金融庁告示第８号）で定める車種の区分のうち、営業用乗用自動車に加入していれば足りることとする。 （ⅱ）一般自動車損害保険（任意保険）又は共済については、タクシー事業者が管

理するタクシー車両が100両以下である場合、タクシー事業者として加入すべき「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示」（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済とは別に、原則として、生命又は身体の損害賠償に係るものについては被害者１名につき保険金の限度額が8000万円以上であるとともに、財産の損害賠償に係るものについては１事故につき保険金の限度額が200万円以上であり、一般貨物自動車運送事業に適用される保険に加入していることを確認することとする。ただし、タクシー事業者として、生命又は身体の損害賠償に係るものについては被害者１名につき保険金の限度額が8000万円以上であり、財産の損害賠償に係るものについては１事故につき保険金の限度額が200万円以上である任意保険又は共済に加入している場合であって、当該任意保険又は共済が一般貨物自動車運送事業に適用されることが確認される場合は、この限りではない。

③許可に付す条件

（ｉ）運送を行う区域

貨物運送を行う区域は、発地又は着地をタクシー事業に係る営業区域とすること。

（ⅱ）　（略）

（ⅲ）積載方法

積載場所については、以下の点に留意して食品衛生上適当であると考えられるスペースに積載すること。

（ア）　（略）

（イ）食料等を保冷ボックス等に入れるなど適切な温度管理を行うこと。

（ウ）・（エ）　（略）

（ⅳ）～（ⅵ）　（略）

（ⅶ）輸送の安全確保

（ア）貨物自動車運送事業法をはじめ、一般貨物自動車運送事業者が遵守すべき関係法令を遵守すること。

（イ）・（ウ）　（略）

（ⅷ）・（ⅸ）　（略）

理するタクシー車両が100両以下である場合、タクシー事業者として加入すべき旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済とは別に、原則として、生命又は身体の損害賠償に係るものについては被害者１名につき保険金の限度額が8000万円以上であるとともに、財産の損害賠償に係るものについては１事故につき保険金の限度額が200万円以上であり、一般貨物自動車運送事業に適用される保険に加入していることを確認することとする。ただし、タクシー事業者として、生命又は身体の損害賠償に係るものについては被害者１名につき保険金の限度額が8000万円以上であり、財産の損害賠償に係るものについては１事故につき保険金の限度額が200万円以上である任意保険又は共済に加入している場合であって、当該任意保険又は共済が一般貨物自動車運送事業に適用されることが確認される場合は、この限りではない。

③許可に付す条件

（ｉ）運送を行う区域

貨物運送を行う区域は、発地又は着地がタクシー事業に係る営業区域とすること。

（ⅱ）　（略）

（ⅲ）積載方法

積載場所については、原則としてトランク内に限ることとする。ただし、次の事項を遵守することを前提として、タクシー車両の座席スペースに積載することが食品衛生上適当であると考えられる食料等については、座席スペースに積載することができることとする。

（ア）　（略）

（イ）座席スペースに積載する場合であっても、食料等を保冷ボックス等に入れるなど適切な温度管理を行うこと。

（ウ）・（エ）　（略）

（ⅳ）～（ⅵ）　（略）

（ⅶ）輸送の安全確保

（ア）貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）をはじめ、一般貨物自動車運送事業者が遵守すべき関係法令を遵守すること。

（イ）・（ウ）　（略）

（ⅷ）・（ⅸ）　（略）

④許可の期限
　許可の期限は、当該許可の日から起算して１年を経過する日とする。なお、期間経過後もタクシー車両により一般貨物自動車運送事業を行う場合については、別途定める所定の手続を行うことにより、当該許可期限について、１年延長することとする。

⑤その他
（ｉ）～（iii）　（略）

（iv）検証
（iii）に係るタクシー事業者からの報告等を踏まえ、本通達に係る措置の運用状況について検討を加え、必要がある場合には、その結果に基づいて運用の見直し等必要な措置を講ずるとともに、検証に際しタクシー事業者による許可の条件に係る違反が発覚した場合には、許可の取消し等の措置を講ずることとする。

（２）運行管理等
①　（略）

（ｉ）　（略）

（ii）タクシー事業の運行管理者の選任を要しない営業所において、講習告示第２条第１号の基礎講習を受けた者

（iii）　（略）

②～⑥　（略）

２．　（略）

附　則
１．本公示による取扱いは、令和２年９月11日以降に申請を受け付けたものから適用する。

２．本公示に基づく許可を受けるまで又は申請が却下されるまでの間については、別途定めるところにより、令和２年９月30日までに申請を行った者に限り個別に特例措置に係る有効期限を延長することとする。

附　則（令和４年９月21日付け公示第54号）

④許可の期限
　許可の期限は、令和４年９月30日とする。なお、期間満了後もタクシー車両により一般貨物自動車運送事業を行う場合については、⑤（iv）の検証結果を考慮した所定の手続を行うことにより、許可期限を延長することとする。

⑤その他
（ｉ）～（iii）　（略）

（iv）検証
（iii）に係るタクシー事業者からの報告等を踏まえ、本通達に係る措置の運用状況について３か月ごとに検討を加え、必要がある場合には、その結果に基づいて運用の見直し等必要な措置を講ずるとともに、検証に際しタクシー事業者による許可の条件に係る違反が発覚した場合には、許可の取消し等の措置を講ずることとする。

（２）運行管理等
①　（略）

（ｉ）　（略）

（ii）タクシーの運行管理者の選任を要しない営業所において、講習告示第２条第１号の基礎講習を受けた者

（iii）　（略）

②～⑥　（略）

２．　（略）

附　則
１．本通知による取扱いは、令和２年９月11日以降に申請を受け付けたものから適用する。

２．本通達に基づく許可を受けるまで又は申請が却下されるまでの間については、別途定めるところにより、令和２年９月30日までに申請を行った者に限り個別に特例措置に係る有効期限を延長することとする。

１．本公示による取扱いは、令和４年９月22日から適用する。 ２．令和４年12月31日までに限り、本公示の適用の際、本公示による改正前の公示（以下「改正前の公示」という。）に基づく許可を受けた者について、令和４年９月30日までに本公示による改正後の公示（以下「改正後の公示」という。）１．（１）④許可の期限（２．において準用する場合を含む。）に係る延長の申請を行った者に限り、当該申請が承認又は却下されるまでの間について、改正前の公示に基づく許可の期限を延長することとする。 ３．本公示の適用の際、改正前の公示に基づく許可を受けた者について、当該許可の際に付された、改正後の公示１．（１）③許可に付す条件（２．において準用する場合を含む。以下同じ。）は、改正後の公示１．（１）③許可に付す条件が付されたものとみなす。 ４．令和２年９月11日付け公示第35号附則２．による取扱いは、令和４年12月31日限り廃止する。 以上	以上